

平成31年度 外国人観光客受け入れ環境整備事業費に関する補助金

募集要項

（「清流の国ぎふ」観光回廊づくり推進事業費補助金交付要綱 別表1

（第2条関係6、7、8、9、10、11、12、13、14※下記9事業）における募集要項）

- (1)消費税免税事業者開設準備事業(別表1の6)
- (2)多言語化整備事業(別表1の7)
- (3)Wi-Fi環境整備事業(別表1の8)
- (4)トイレ洋式化事業(別表1の9)
- (5)ムスリム受入体制向上事業(別表1の10)
- (6)着地型体験プログラム造成事業(別表1の11)
- (7)決済端末導入準備事業(別表1の12)
- (8)多言語コミュニケーションツール導入事業(別表1の13)
- (9)受入人材育成事業(別表1の14)

※観光案内所を設置する市町村・観光協会が実施する観光案内等の多言語化整備事業については、別に定めます。

【募集期間】

平成31年4月1日～ ※予算が無くなり次第終了

(問い合わせ先)

岐阜県商工労働部観光国際局海外戦略推進課アジア誘客係

住所：〒500-8570

：岐阜市藪田南2-1-1

電話：058-272-8360

受付時間：9:30～12:00、13:00～17:00

※月～金曜日（祝日を除く）

平成31年4月（岐阜県商工労働部観光国際局海外戦略推進課）

〔目次〕

1. 事業の目的	3
2. 補助対象事業者	3
3. 補助対象事業	4
4. 補助事業期間	4
5. 事業のスキーム	5
6. 補助対象経費	5
7. 補助率等	8
8. 応募手続き	9
9. 補助対象事業の審査	13
10. 審査結果の通知	13
11. 事業実施における留意事項	13
12. 問い合わせ先	14

1. 事業の目的

岐阜県を訪れる外国人旅行者受入のための事業者の環境整備を支援し、更なる外国人旅行者誘致を図ることを目的として、誘客を促進しようとする店舗や宿泊施設等が実施する事業経費の一部を補助いたします。

2. 補助対象事業者

※補助対象者は、補助対象事業を自らの費用負担で実施するものとする

	補助対象メニュー	補助事業者
(1)	消費税免税店開設準備事業	県内事業者（※実績報告書提出までに消費税免税店許可を得る必要）
(2)	多言語化整備事業	県内宿泊施設事業者（注1）及び知事が認める外国人向け観光集客施設・体験プログラム運営事業者（注3）
(3)	Wi-Fi 環境整備事業	県内宿泊施設事業者（注1）、飲食店（注2）及び知事が認める外国人向け観光集客施設・体験プログラム運営事業者（注3）
(4)	トイレ洋式化事業	
(5)	ムスリム受入体制向上事業	
(6)	着地型体験プログラム造成事業	県内宿泊事業者（注1）、知事が認める外国人向け観光集客施設・体験プログラム運営事業者（注3）
(7)	決済端末導入準備事業	県内観光関連事業者 （※消費税免税店開設準備事業者及び消費税免税店許可事業者は、「決済端末導入準備事業」で決済端末導入の申請が可能です）
(8)	多言語コミュニケーションツール導入事業	県内宿泊施設事業者（注1）、飲食店（注2）及び知事が認める外国人向け観光集客施設・体験プログラム運営事業者（注3）
(9)	受入人材育成事業	市町村、観光協会、商工会議所、商工会、及び知事が認める地域単位の観光関連団体（特定非営利活動法人、協議会等の任意団体を含む）

（注1）宿泊施設事業者

旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項に規定する許可を受けた者をいう。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業を営む者を除く。

（注2）飲食店

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第52条第1項に規定する飲食店営業又は喫茶店営業の許可を受けた者のうちメニューの多言語表記及びパンフレット又はホームページの多言語化を行っている者。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第11項に規定する特定遊興飲食店営業、同条第13項に規定する接待業務受託営業を営む者を除く。

（注3）知事が認める外国人向け観光集客施設・体験プログラム運営事業者

- (1) 施設自体に観光集客力のある施設又は観光資源として広く理解が得られる施設(例：遊園地、水族館、博物館、テーマパーク、ロープウェイ、遊覧船等)運営事業者
- (2) 自然、文化体験プログラム運営事業者、(3) 消費税免税店許可（許可申請中含む）事業者、(4) 県内ローカル鉄道事業者（養老鉄道、明知鉄道、長良川鉄道、樽見鉄道）(5) 観光案内を行う拠点を運営する者

3. 補助対象事業 (※詳細は、6. 補助対象経費参照)

	補助対象メニュー	補助事業
(1)	消費税免税店開設準備事業	<ul style="list-style-type: none"> ・消費税免税店（一般型輸出物品販売場）開設に必要な環境整備事業 ・免税手続き一括カウンター(承認免税手続き事業者)及び消費税免税店（手続委託型輸出物品販売場）開設に必要な環境整備事業
(2)	多言語化整備事業	<ul style="list-style-type: none"> ・宿泊施設等の施設案内、提供サービスに関する表記を、外国人用に新規作成、改修する事業（外国語案内表示、多言語HP、多言語パンフレット制作等の整備） ※外国語案内表示に関しては、単に施設名を表示する屋外看板は除く。 ※パンフレットに関しては、翻訳経費のみを対象とする。
(3)	Wi-Fi 環境整備事業	<ul style="list-style-type: none"> ・宿泊施設等において、無線 LAN 利用が可能な端末（PC/タブレット/スマートフォン等）が全て接続でき、かつ無料で利用できる無線 LAN 機器を設置する事業 ※施設の従業員のみが使用する場所への設置は、補助対象外
(4)	トイレ洋式化事業	<ul style="list-style-type: none"> ・宿泊施設等において、和式トイレを洋式化する事業（改修・新規） ※従業員専用トイレの改修・設置、トイレの壁・天井等の補修、トイレの維持管理等は、補助対象外
(5)	ムスリム受入体制向上事業	<ul style="list-style-type: none"> ・宿泊施設、飲食店等において、ムスリム旅行者等の受入体制を向上するために必要な環境を整備する事業 ※食品、調味料などの消耗品購入、メニュー作成等は、旅行者受入にかかる維持管理等は、補助対象外
(6)	着地型体験プログラム造成事業	<ul style="list-style-type: none"> ・着地型体験プログラムをオンライン旅行検索及び予約サイト等に新規登録する際の翻訳料 ・着地型体験プログラムの魅力向上に資する事業 ※ソフトウェアの維持管理費などは、補助対象外
(7)	決済端末導入準備事業	<ul style="list-style-type: none"> ・電子決済等の開始に必要な環境を整備する事業 ※電子決済端末・クレジットカード端末等利用料・維持管理等、ソフトウェア・通信回線等の維持管理等は、補助対象外
(8)	多言語コミュニケーションツール導入事業	<ul style="list-style-type: none"> ・翻訳サービス等の開始に必要な環境を整備する事業 ※リース・レンタル維持管理費等は、補助対象外
(9)	受入人材育成事業	地域ぐるみで実施する外国人観光客の受け入れのため、地域課題の解決や地域の連携強化に向けたインバウンド施策の担い手を育成する事業（研修などに要する報償費・講師旅費・会場使用料 等） ※人件費、飲食代、リース及びレンタルにかかる経費、燃料費、通信運搬費、調査又はコンサルティングにかかる経費等は、補助対象外

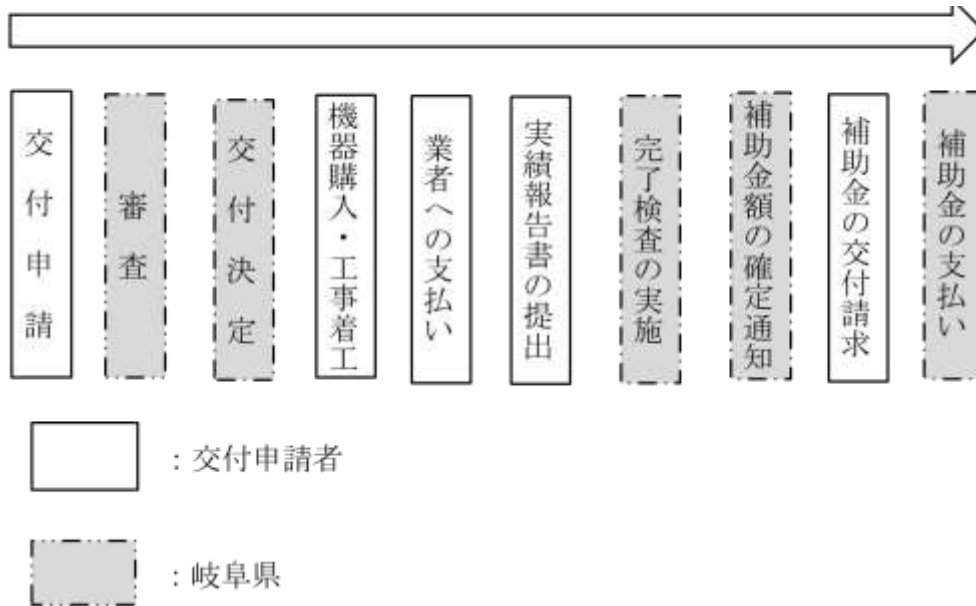
4. 補助事業期間

本補助事業期間は、交付決定日から最長で、原則2020年2月末日までとなります。上記実施期限までの間で、下記のとおり実施事業内容および経費内容を取り纏め、提出しなければなりません。（2020年2月末日までに補助対象経費の支払いまで完了す

る必要があります)

- ・実績報告書提出期限：事業を完了（補助対象経費の支払いまで含みます）した日から30日を経過した日又は2020年3月27日のいずれか早い日まで
- ・提出いただいた資料に基づき、順次精算手続きに入ります。

5. 事業のスキーム



6. 補助対象経費

補助対象経費は、事業の対象として明確に区分できるものであり、かつ、証拠書類により金額等が確認できる支出のみが対象となります。

(1) 補助対象経費

(1) 消費税免税店開設準備事業
<ul style="list-style-type: none">・免税手続き用パスポートリーダー、クレジットカード決済機器等備品購入費・免税店であることを表示するのぼり、ステッカー等作成費・専用包装袋等、免税手続きに必要な消耗品購入費・その他知事が必要と認める経費
※以下の経費は対象外
<ul style="list-style-type: none">・リース及びレンタルに係る経費、許可申請手数料、消費税及び地方消費税相当額等
(2) 多言語化整備事業
<ul style="list-style-type: none">・外国語ホームページ開設経費・外国語案内表示作成費・外国語施設・プログラムパンフレットの翻訳費・その他知事が必要と認める経費
※以下の経費は対象外
<ul style="list-style-type: none">・既設表示等の廃棄費、単に施設名を表示する屋外看板、翻訳費以外にかかるパンフレット作成費、消費税及び地方消費税相当額等

(3) Wi-Fi 環境整備事業
<ul style="list-style-type: none"> ・機器購入費：無線 LAN（親機）機器、無線 LAN（子機）機器購入費 ・設置工事費：電源設置工事費、配線工事費、電気工事費 その他無線 LAN 環境整備に知事が必要と認める工事費 <p>※以下の経費は対象外</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リース及びレンタルに係る経費、既整備の無線 LAN 機器等の廃棄費、無線 LAN 機器の維持管理費、電波調査経費、消費税及び地方消費税相当額等
(4) トイレ洋式化事業
<ul style="list-style-type: none"> ・和式トイレを洋式化する改修工事費、新規洋式トイレ設置工事費、その他知事が必要と認める工事費 <p>※以下の経費は対象外</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リース及びレンタルに係る経費、トイレの維持管理費、従業員専用トイレの改修・設置工事費、トイレの壁・天井等の補修にかかる経費、消費税及び地方消費税相当額等
(5) ムスリム受入体制向上事業
<ul style="list-style-type: none"> ・ムスリム旅行者受入のためのキッチン改修工事費、調理器具・食器等備品購入費、礼拝スペースや小浄設備設置のための新規・改修工事費、礼拝のための備品購入費（礼拝用マット、コンパス、キブラシール等）、その他知事が必要と認める経費 <p>※以下の経費は対象外</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既整備の廃棄費、食品、調味料などの消耗品購入費、リース及びレンタルに係る経費、既整備の廃棄費、メニュー作成費、ムスリム旅行者受入にかかる維持管理費、消費税及び地方消費税相当額等
(6) 着地型体験プログラム造成事業
<ul style="list-style-type: none"> ・着地型体験プログラムを旅行検索及び予約サイト等に新規登録する際の翻訳料、外国人向け着地型体験プログラムの開始、受入人数の増加又は付加価値による満足度の向上が見込まれる事業を開始する場合に必要な経費（初年度に限る）、その他知事が必要と認める経費 <p>※以下の経費は対象外</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オンライン旅行検索・予約サイト及びソフトウェアの維持管理費、体験プログラム等に必要のソフトウェア等の維持管理にかかる経費、リース及びレンタルに係る経費、既整備の廃棄費、消費税及び地方消費税相当額等、その他補助することが適当でないと認められる経費
(7) 決済端末導入準備事業
<ul style="list-style-type: none"> ・電子決済用端末（電子マネー決済用リーダー等）購入費、電子決済端末等利用のための新規通信回線の開設費、クレジットカード決済機器（決済端末及び暗証番号入力用キーボード等）備品購入費、（上記経費と合わせて申請する場合）決済端末が使用できる施設であることを表示するのぼり・ステッカー等作成費、その他知事が必要と認める経費 <p>※以下の経費は対象外</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リース及びレンタルに係る経費、ソフトウェア・通信回線等の維持管理費、電子決済端末・クレジットカード端末等利用料及び維持管理費、消費税及び地方消費税相当額等、その他補助することが適当でないと認められる経費

(8) 多言語コミュニケーションツール導入事業

- ・通訳又は翻訳サービス等の導入にかかる初年度登録料及び端末等備品購入費、その他知事が必要と認める経費
- ※以下の経費は対象外
- ・リース及びレンタルに係る経費、端末等の利用にかかる維持管理費、消費税及び地方消費税相当額等、その他補助することが適当でないと認められる経費

(9) 受入人材育成事業

- ・地域ぐるみで外国人観光客の受け入れを促進することを目的に、地域課題の解決や地域の連携強化に向けたインバウンド施策の担い手を育成するために観光関連事業者を対象とした課題検討・事例研究・取組推進にかかる研修会・会議等（以下「会議等」という。）を開催する場合の以下の経費
- ・会議等に必要の有識者の招へいに係る旅費及び報償費並びに通訳料（※1）
 - ・会議等の会場借上の使用料又は賃借料（マイク・演台・司会・看板等を含む。）
 - ・会議等資料の作成（外注）にかかる経費
 - ・会議等に要するコピー用紙等消耗品費
 - ・会議等の広報媒体作成（外注）にかかる費用
 - ・その他知事が必要と認める経費
- ※以下の経費は対象外
- ・人件費、実施機関役職員又は会議等参加者に対する謝金及び旅費、飲食代、キャンセル料金、実施機関所有の有料会議室の使用料又は賃借料、会議等会場借上以外のリース及びレンタルにかかる経費、燃料費、通信運搬費、土産品購入費、パソコン及び周辺機器等の購入費、衣装又はノベルティ購入費、調査又はコンサルティングにかかる経費、消費税及び地方消費税相当額等、その他補助することが適当でないと認められる経費

(2) 経理処理上の留意事項

- ア 補助金の支払は、補助事業完了後の精算払いとします。
- イ 補助金の交付対象となる経費は、原則として、支払い対象となる行為から支払いまでが、交付決定日から2020年の2月末日までに終了するものに限ります（交付決定前に機器購入、工事着工したものは、補助対象外となります）。
- ウ 補助事業者は、補助事業に係る経理について、その支出の事実を明確にした証拠書類を整理し、交付年度終了後5年間保存しなければなりません（補助事業終了後の補助金額の確定作業において、書類等の確認ができない場合には、補助対象外となります）。
- エ 経理の算出方法において、対象経費の総合計に1/2（消費税免税事業者開設準備事業については2/3、着地型体験プログラム造成事業については1/3）をかけ、千円未満の端数が生じる場合は、切り捨てた金額を補助対象経費として計上してください。
- オ 消費税及び地方消費税相当額は、補助対象経費から除いて算出してください。

7. 補助率等

補助対象経費の1/2（消費税免税事業者開設準備事業については2/3、着地型体験プログラム造成事業については1/3）以内であって、以下のとおりとなります。

	補助対象事業	補助金の額
(1) 消費税免税店開設準備事業	消費税免税店（一般型輸出物品販売場）開設に必要な環境整備事業	補助対象経費の3分の2以内の額。ただし、交付限度額は、130千円とする。
	免税手続き一括カウンター（承認免税事業者）及び消費税免税店（手続委託型輸出物品販売場）開設に必要な環境整備事業	補助対象経費の3分の2以内の額。ただし、交付限度額は、200千円とする。
(2) 多言語化整備事業	施設内案内表示・パンフレット制作、ホームページ開設等に関し、新規制作、または改修する事業	補助対象経費の2分の1以内の額。ただし、交付限度額は、200千円とする。
(3) Wi-Fi環境整備事業	宿泊施設等における無料 LAN 利用が可能な端末（PC/タブレット/スマートフォン等）が全て接続でき、かつ無料で利用できる無線 LAN 機器を設置する事業	補助対象経費の2分の1以内の額。ただし、交付限度額は、200千円とする。
(4) トイレ洋式化事業	宿泊施設等において、和式トイレを洋式化する事業（改修・新規）	補助対象経費の2分の1以内の額。 ただし、交付限度額は、200千円とする。
(5) ムスリム受入体制向上事業	宿泊施設、飲食店等において、ムスリム旅行者等の受入体制を向上するために必要な環境を整備する事業	補助対象経費の2分の1以内の額。 ただし、交付限度額は、200千円とする。
(6) 着地型体験プログラム造成事業	着地型体験プログラムをオンライン旅行検索及び予約サイト等に新規登録する事業並びに着地型体験プログラムの魅力向上に資する事業	補助対象経費の3分の1以内の額。 ただし、交付限度額は、200千円とする。

補助対象事業		補助金の額
(7) 決済端末導入準備事業	電子決済等の開始に必要な環境を整備する事業	補助対象経費の2分の1以内の額。 ただし、交付限度額は、100千円とする。
(8) 多言語コミュニケーションツール導入事業	翻訳サービス等の開始に必要な環境を整備する事業	当該事業に要する経費の2分の1以内の額。 ただし、交付限度額は、200千円とする。
(9) 受入人材育成事業	地域ぐるみで実施する外国人観光客の受け入れのため、地域課題の解決や地域の連携強化に向けたインバウンド施策の担い手を育成する事業	当該事業に要する経費の2分の1以内の額。 ただし、交付限度額は、200千円とする。

8. 応募手続き

(1) 応募受付期間

公募期間：平成31年4月1日～ ※予算が無くなり次第終了

(2) 提出先

〒500-8570 岐阜県岐阜市藪田南 2-1-1

岐阜県商工労働部観光国際局海外戦略推進課 アジア誘客係 あて

(3) 提出書類

(1)～(7) 事業とも共通
<ul style="list-style-type: none"> ・ 交付申請書（別記第3号の2様式） ・ 口座振込依頼書兼債権者登録票※既に県へ登録済みであり登録内容に変更が無い場合は不要
(1) 消費税免税店開設準備事業
<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業計画書（別記第2号の6様式） ・ 登記簿謄本（法人の場合）、住民票抄本（個人の場合）※申請6か月以内発行のもの ・ 補助対象経費の金額が確認できる書類（見積書等 ※注意事項ア） ・ 設置場所の図面（備品・のぼりの場合） ・ 県税の納税証明書（※全ての税目の完納証明を県税事務所で取得ください） ・ 消費税免税店許可証の写し（申請中の場合は、申請書の写し） ・ その他知事が必要と定める書類

(2) 多言語化整備事業

- ・事業計画書（別記第2号の7様式※宿泊施設者用様式、観光集客施設等用様式を選択）
- ・登記簿謄本（法人の場合）、住民票抄本（個人の場合）※申請6か月以内発行のもの
- ・交付申請施設が、補助対象施設に該当することを確認できる書類（旅館営業許可証の写し、観光集客施設はパンフレット、消費税免税店許可証等）
- ・補助対象経費の金額が確認できる書類（見積書等 ※注意事項ア）
- ・外国語表記物の位置・大きさを示した図面
- ・県税の納税証明書（※全ての税目の完納証明を県税事務所で取得ください）
- ・その他知事が必要と定める書類

(3) Wi-Fi 環境整備事業

- ・事業計画書（別記第2号の8様式※宿泊施設用様式、観光集客施設等用様式を選択）
- ・登記簿謄本（法人の場合）、住民票抄本（個人の場合）※申請6か月以内発行のもの
- ・交付申請施設が、補助対象施設に該当することを確認できる書類（旅館営業許可証の写し、観光集客施設はパンフレット、消費税免税店許可証（飲食店の場合：食品衛生法又は岐阜県食品衛生条例に規定する許可、並びにメニューの多言語表記及びパンフレット又はホームページの多言語化を行っていることが分かる書類）等）
- ・補助対象経費の金額が確認できる書類（見積書等 ※注意事項ア）
- ・アクセスポイントの位置を示した図面及び写真
- ・県税の納税証明書（※全ての税目の完納証明を県税事務所で取得ください）
- ・その他知事が必要と定める書類

(4) トイレ洋式化事業

- ・事業計画書（第2号様式の9）
- ・登記簿謄本（法人の場合）、住民票抄本（個人の場合）※申請6か月以内発行のもの
- ・交付申請施設が、補助対象施設に該当することを確認できる書類（旅館営業許可証の写し、観光集客施設はパンフレット、消費税免税店許可証、（飲食店の場合：食品衛生法又は岐阜県食品衛生条例に規定する許可、並びにメニューの多言語表記及びパンフレット又はホームページの多言語化を行っていることが分かる書類）等）
- ・補助対象経費の金額が確認できる書類（見積書等 ※注意事項ア）
- ・洋式化するトイレの位置を示した図面及び写真
- ・県税の納税証明書（※全ての税目の完納証明を県税事務所で取得ください）
- ・その他知事が必要と定める書類

(5) ムスリム受入体制向上事業

- ・事業計画書（第2号様式の10）
- ・登記簿謄本（法人の場合）、住民票抄本（個人の場合）※申請6か月以内発行のもの
- ・交付申請施設が、補助対象施設に該当することを確認できる書類（旅館営業許可証の写し、食品営業許可証の写し、観光集客施設はパンフレット、消費税免税店許可証、（飲食店の場合：食品衛生法又は岐阜県食品衛生条例に規定する許可、並びにメニューの多言語表記及びパンフレット又はホームページの多言語化を行っていることが分かる書類）等）
- ・補助対象経費の金額が確認できる書類（見積書等 ※注意事項ア）
- ・備品設置場所等を示した図面及び写真
- ・県税の納税証明書（※全ての税目の完納証明を県税事務所で取得ください）
- ・その他知事が必要と定める書類

(6) 着地型体験プログラム造成事業

- ・事業計画書（第2号様式の11）
- ・登記簿謄本（法人の場合）、住民票抄本（個人の場合）※申請6か月以内発行のもの
- ・交付申請施設が、補助対象施設に該当することを確認できる書類（旅館営業許可証の写し、観光集客施設はパンフレット、消費税免税店許可証等）
- ・補助対象経費の金額が確認できる書類（見積書等 ※注意事項ア）
- ・県税の納税証明書（※全ての税目の完納証明を県税事務所で取得ください）
- ・その他知事が必要と定める書類

(7) 決済端末導入準備事業

- ・事業計画書（第2号様式の12）
- ・登記簿謄本（法人の場合）、住民票抄本（個人の場合）※申請6か月以内発行のもの
- ・交付申請施設が、補助対象施設に該当することを確認できる書類（旅館営業許可証の写し、観光集客施設はパンフレット、消費税免税店許可証、（飲食店の場合：食品衛生法又は岐阜県食品衛生条例に規定する許可、並びにメニューの多言語表記及びパンフレット又はホームページの多言語化を行っていることが分かる書類）等）
- ・補助対象経費の金額が確認できる書類（見積書等 ※注意事項ア）
- ・決済端末設置場所等の図面
- ・県税の納税証明書（※全ての税目の完納証明を県税事務所で取得ください）
- ・その他知事が必要と定める書類

(8) 多言語コミュニケーションツール導入事業

- ・事業計画書（第2号様式の13）
- ・登記簿謄本（法人の場合）、住民票抄本（個人の場合）※申請6か月以内発行のもの
- ・交付申請施設が、補助対象施設に該当することを確認できる書類（旅館営業許可証の写し、観光集客施設はパンフレット、消費税免税店許可証、（飲食店の場合：食品衛生法又は岐阜県食品衛生条例に規定する許可、並びにメニューの多言語表記及びパンフレット又はホームページの多言語化を行っていることが分かる書類）等）
- ・補助対象経費の金額が確認できる書類（見積書等 ※注意事項ア）
- ・決裁端末設置場所等の図面
- ・県税の納税証明書（※全ての税目の完納証明を県税事務所で取得ください）
- ・その他知事が必要と定める書類

(9) 受入人材育成事業

- ・事業計画書（第2号様式の14）
- ・登記簿謄本（法人の場合（※市町村を除く））、住民票抄本（個人の場合。任意団体の代表者の場合を含む。）※申請6か月以内発行のもの
- ・交付申請施設が、補助対象施設に該当することを確認できる書類（任意団体の場合は、団体等設置規約、会員名簿、組織図、団体の会員募集パンフレット等）
- ・会議等の概要（開催通知案、参加予定者名簿、スケジュール等）
- ・補助対象経費の金額が確認できる書類（見積書等 ※注意事項ア）
- ・決裁端末設置場所等の図面
- ・県税の納税証明書（※全ての税目の完納証明を県税事務所で取得ください）（※市町村を除く）
- ・その他知事が必要と定める書類

【注意事項】

ア 見積書は、一件の支払額が10万円を超える場合は、二者以上からの見積書が必要となります。

イ 郵送する際は、簡易書留、特定記録などを利用し、配達されたことが確認できる方法によってお送りください。直接持ち込みにつきましては、業務時間内に限ります。

ウ 提出の際は、封筒に入れ、表面に【「清流の国ぎふ」観光回廊づくり推進事業費補助金〇〇（※申請補助金名）事業応募書類在中】と朱書きしてください。

エ 事業計画書の記入漏れや添付書類のもれ等の不備があった場合は、審査内容に影響しますので、もれのないよう、提出前に再度ご確認ください。

オ 提出された応募書類および添付資料は返却いたしません。

カ 応募書類作成、送付等に係る費用は、応募者の自己負担となります。

キ 補助金で屋外設置物を整備する場合には、法令等による設置物にかかる許可申請

の可否を必ず確認し、許可を要する場合には遅滞なく許可を取得するとともに、実績報告時まで適正に許可を受けたことが分かる書類の写しを提出してください。

9. 補助対象事業の審査

(1) 書面審査

- ①書類の不足、記入漏れ等の不備が無いかを審査します。
- ②応募案件については、事業計画書等の提出された書類を基に、以下の事項等を総合的に勘案し、交付の決定を審査することとします。

ア 消費税免税店許可申請事業者、許可取得済み事業者（※重点項目）
イ 外国人受入対応の現況
ウ 事業内容

(注) 審査の結果(不採択の理由等)に関するお問い合わせには、一切応じかねますので、予めご承知おきください。

10. 審査結果の通知

審査結果については、決定後、交付申請者全員に対して速やかに採択・不採択の結果を交付申請者に通知します。

11. 事業実施における留意事項

本補助金の活用にあたっては、以下に記載した事項のほか、岐阜県補助金等交付規則及び、「清流の国ぎふ」観光回廊づくり推進事業費補助金交付要綱を遵守してください。

- (1) 補助事業者は、交付決定を受けた後、補助事業の内容や金額を変更しようとする場合、若しくは補助事業を中止又は廃止しようとする場合は、事前に県の承認を得なければなりません。
- (2) 補助事業者は、補助事業の交付年度中の進捗状況について、状況の報告を求められた場合には、速やかに報告しなければなりません。
- (3) 補助事業者は、補助事業を完了した時、若しくは中止又は廃止の承認を受けた時は、その日から起算して30日以内に、実績報告書を提出しなければなりません。
- (4) 補助事業者は、補助事業により取得し又は効用が増加した財産は、補助金交付の目的に従って効果的運用を図らなければなりません。
- (5) 県が実施する施策の一環として、企業名等の公表を行なう場合があります。
- (6) 補助事業に係る調査依頼や、補助事業完了後に事業成果を公表していただくなど、県が実施する施策への協力を求める場合があります。
- (7) 同一目的の事業において、国等の補助金等の交付を受ける場合には、速やかに県に

報告してください。国等の補助金等の補助対象経費になった部分については、この補助金の補助対象経費とはなりません。

- (8) 補助事業終了後、県の監査関係者が実地検査に入ることがあります。
- (9) 補助事業者が、岐阜県補助金等交付規則等に違反する行為等（他の用途への無断流用、虚偽報告等）をした場合には、補助金の交付取消、返還、不正内容の公表等を行うことがあります。
- (10) 補助事業者は、補助対象事業により整備した取得し又は効用が増加した財産に、県補助金を受けて事業を実施した旨を表示しなければなりません。（表示に要する経費も対象経費となります）
- (11) 交付決定後に、補助対象事業に係る事業費総額の 20 パーセントを超える経費の配分の変更があるときは、あらかじめ変更等承認申請書の提出が必要になります。
- (12) 補助事業者は、補助対象事業により整備した施設、備品等について、県補助金を受けて事業を実施した旨を表示しなければなりません。（表示方法等は、備品類へはラベル等で、HP 等へは、表示可能な見やすい場所に下記に類する内容を表示してください。※完了検査にて、確認します。

「この〇〇は岐阜県からの補助金を受けて整備したものです。

平成 年 月 日 事業者名」

- (13) その他、『「清流の国ぎふ」観光回廊づくり推進事業費補助金交付要綱』等に定める内容についてご確認ください。

12. 問い合わせ先

本事業の内容等に関する質問は、以下の担当で受け付けます。
ただし、審査の経過等に関するお問い合わせには応じられません。

岐阜県商工労働部観光国際局海外戦略推進課アジア誘客係

電話 058-272-8360

受付時間：9:00～12:00、13:00～17:00

※月～金曜日（祝日を除く）

FAX 058-278-2674

メール c11336@pref.gifu.lg.jp